様式第１号　別紙

明日香村空き家等活用バンク物件登録チェックリスト

確認事項

□　建築基準法、都市計画法等の関係法令に違反している物件は登録できません。
　また、市街化調整区域等の土地については、仲介業者の調査により建築不可と判断された場合、登録を取り消すことがあります。

□　不動産業者と専属専任媒介契約、専任媒介契約を締結している物件は登録できません。

□　特定空家等またはそれに類する危険空き家は登録できません。

□　分譲または賃貸を目的に建築された物件は登録できません。

□　物件の登録には土地及び建物の登記があることが原則です。相続未登記や未登記増築がある場合は、登録をお断りするか、契約までに解消を求めることがあります。

□　物件の登記上の所有者が申請してください。※代理人の場合は委任状が必要。

□　空き家バンクへの登録後も所有者が物件の維持管理を行ってください。
　登録中に物件が危険と判断された場合は登録を抹消することがあります。

□　登録中においても管理責任があります。
　物件の劣化等により近隣から苦情等があった場合は早急に対応してください。

□　利用登録者より問い合わせがあった際、物件を案内するため、鍵をお預かりさせていただきます。鍵を預けていただくことが難しい場合は、案内日に物件の鍵を開閉していただくことになります。

□　物件の売買、賃貸借、使用貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、明日香村は関与しません。
　物件の交渉、契約等にあたっては、必ず宅地建物取引業者を仲介人として立てるものとします。仲介人は自ら選定するか、選定が困難な場合は村を通じて宅建協会へ依頼します。

□　契約が成立した場合、宅建業者へ法律で定められた仲介手数料の支払いが必要になります。

□　契約が成立した場合、契約者による地元挨拶回りにご協力ください。
（可能な範囲内で構いません。）

私は空き家等を登録するにあたり、上記内容を確認しました。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿